

長野工業高等専門学校安全衛生管理組織規則

制 定 平成 16 年 4 月 27 日

最終改正 令和 7 年 3 月 27 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（以下「機構規則」という。）の定めるところにより、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における安全衛生管理組織について必要な事項を定め、本校における災害防止対策の構築及び衛生水準向上のための諸施策を実施することを目的とする。

(規則の改廃)

第 2 条 校長は、この規則の改廃に当っては、第 10 条に規定する安全衛生委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、関係法令の改廃があった場合は、それに準ずるものとする。

第 2 章 安全衛生管理組織の体系

(総括安全衛生管理者)

第 3 条 校長は、本校における総括安全衛生管理者として安全管理及び衛生管理の業務を統括する。

2 校長は、業務等の事由により総括安全衛生管理者の業務を遂行できない場合は、当該期間について、本校副校長のうち校長が指名した者に総括安全衛生管理者代理を命じ、当該業務を代行させるものとする。

(衛生管理者)

第 4 条 総括安全衛生管理者は、機構規則第 5 条に定める衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を 1 名以上選任する。

2 総括安全衛生管理者は、業務等の事由により当該衛生管理者の選任を解除する場合は、速やかに後任の衛生管理者を選任しなければならない。

(安全管理者)

第 5 条 総括安全衛生管理者は、機構規則第 6 条の規定による安全管理者（以下「安全管理者」という。）を選任する。

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第6条 総括安全衛生管理者は、機構規則第7条の規定による衛生管理担当者及び安全管理担当者を選任するものとし、次に掲げる者をもって充てる。

衛生管理担当者	総務課人事係長
安全管理担当者	総務課施設係長 技術支援部第一技術班主査（技術教育センター工場関係に限る。）

(化学物質管理者)

第6条の2 総括安全衛生管理者は、機構規則第7条の2の規定による化学物質管理者を1名以上選任する。

(保護具着用管理責任者)

第6条の3 総括安全衛生管理者は、機構規則第7条の3の規定による保護具着用管理責任者を1名以上選任する。

(産業医)

第7条 総括安全衛生管理者は、機構規則第8条に定める産業医（以下「産業医」という。）1名を、長野市医師会からの推薦に基づき委嘱する。

(作業主任者)

第8条 総括安全衛生管理者は、機構規則第9条に定める作業主任者を選任するものとし、次に掲げる者をもって充てる。

金属の溶接，溶断，加熱作業に係る作業場所	ガス溶接作業主任者
エックス線等業務に係る作業場所	エックス線作業主任者
プレス作業に係る作業場所	プレス機械作業主任者
鉛業務に係る作業場所	鉛作業主任者
特定化学物質に係る作業場所	特定化学物質作業主任者

(火元責任者)

第9条 機構規則第11条に定める火元責任者は、長野工業高等専門学校不動産管理規則の定めによる。

第3章 安全衛生委員会

(安全衛生委員会)

第10条 本校における安全衛生に関する事項を調査審議するため、機構規則第13条に定める安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第11条 委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- 一 事務部長
 - 二 衛生管理者
 - 三 安全管理者
 - 四 産業医
 - 五 安全及び衛生に関する経験を有する者のうちから、総括安全衛生管理者が指名した者
- 2 委員長を除く委員の数は10名以内とする。
 - 3 委員長を除く委員の半数については、職員の過半数を代表する者が推薦した者とする。
 - 4 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。
 - 5 委員長は委員会を統括する。
 - 6 委員会に副委員長を置くことができる。
 - 7 副委員長は、第1項第二号、第三号及び第五号に規定する者の中から、委員長が指名する。
 - 8 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期については、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第13条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- 一 教職員の災害防止、健康障害防止対策に関すること。
- 二 災害発生原因及び再発防止に関すること。
- 三 安全衛生に関する規則類の作成に関すること。
- 四 機械、器具及び設備に係る危険・有害性等の調査及びその結果に基づく危険防止措置に関すること。
- 五 リスクアセスメント対象物等の化学物質の危険性、有害性の調査及びその結果に基づく危険防止措置に関すること。
- 六 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

- 七 安全衛生教育の実施計画の作成に関する事。
- 八 健康診断の実施並びに実施結果及びその結果に対する医師の処置等に対する対策の樹立に関する事。
- 九 作業環境に関する調査、測定及び測定結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。
- 十 精神的健康を含めた健康保持増進のための活動計画に関する事。
- 十一 長時間労働による健康障害防止を図るための対策の樹立に関する事。
- 十二 労働基準監督署等から安全衛生に関して文書により、命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関する事。
- 十三 その他安全衛生管理に関する事。

(委員会の開催)

第14条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、毎月1回定期的に開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるとき、あるいは委員の過半数以上の請求があったときは随時開催することができる。

(委員会の成立・議決)

第15条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、審議事項の議決は出席委員の過半数以上の賛同をもって決するものとする。

(関係者の意見聴取)

第16条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に第11条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録の作成・保存)

第17条 委員会の議事については、その都度記録を作成し、これを3年以上保存しなければならない。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第19条 関係法令及び安全衛生規則並びにこの規則の定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

- 2 第5条に規定する安全管理者は、当分の間会計課長をもって充てるものとする。
- 3 長野工業高等専門学校健康安全管理規程（平成9年11月6日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第5条に規定する安全管理者は、当分の間総務課長をもって充てるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（技術支援部規則の制定関係（第6条））

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月27日 一部改正）

この規則は、令和7年3月27日から施行する。